

## オランダの一部からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

平成29年10月25日

今般、オランダ・ジールランド州において低病原性鳥インフルエンザ（H5N2亜型）の発生が確認されたことから、平成29年10月16日付けで、同国の下記1の地域からの生きた家きん、家きん肉等の輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 輸入停止措置の対象地域

オランダから日本向けに輸出される家きんの初生ひなの家畜衛生条件及びオランダから日本向けに輸出される家きん肉等の家畜衛生条件で規定されている家畜衛生単位の区域<sup>14</sup>

#### 2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 生きた家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類に限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、(2) 及び (3) の品目のうち、平成29年9月19日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであること（平成29年9月19日までに加工・梱包まで終了していることが必要）をオランダ政府が証明しているものは除く。

#### 3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、平成29年9月19日以前に生産され、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであることをオランダ政府が証明しているものは除く。